様式３

指定医療機関指定更新申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 機関区分 | ① 病院又は診療所　　　② 薬局　　　③ 指定訪問看護事業者等④ 介護医療院 |
| 保険医療機関等 | 名　　　　称 |  |
| 所在地 | 〒 | 電話番号 |  |
| ※コード |  |
| 開設者(法人の場合は法人の　所在地及び法人名・ 代表者の氏名・職名) | 住所 | 〒　電話（　　　　　　　　　　　　　） |
| 氏名又は名称 |  |
| 法人代表者 |  | 職　名 |  |
| 標榜している診療科目（医療機関のみ記載） |  |
| 役員の氏名及び職名 | （別紙１　法人の場合のみ） |
| 　上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第１5条第１項の規定に基づき指定医療機関として指定されたく申請する。また、同法第１４条第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。　　　　　　　年　　　月　　　日開設者（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者の職氏名）住　　　　所氏名又は名称京　都　府　知　事　　様 |

※　医療機関の場合は医療機関コード、介護医療院の場合は介護保険事業者番号、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業者番号を記載して下さい。

（介護医療院の場合、開設者に代表者を、診療科目に介護医療院と記載して下さい。）

（誓約項目）

難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第２項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第１４条第2項　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する時

は指定医療機関の指定をしてはならない。

１　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

であるとき。

２　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定より罰金の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

３　申請者が、第２３条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５

年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消

しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以

内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下｢役員等｣という。）であった者で当該取消しの日

から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取消しされた者が法人でない場

合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起

算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取

消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者　が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しな

いこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省で定めるものに該当する場合を除く。

４　申請者が、第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規

定による通知があった日（第６号において｢通知日｣という。）から当該処分をする日又は処分をしない

ことを決定する日までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞

退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

５　申請者が、第２１条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基

づき第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をするこ

とが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行

われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定に日をいう。）までの間に第２０条

の規定による医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）

で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

　６　第４号に規定する期間内に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合

において、申請者が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由が

ある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある

者を除く。）の管理者であって者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

　７　申請者が、前項の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

　８　申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者であるものであるとき。

　９　申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第７号までのいずれかに該当する者であるとき。